

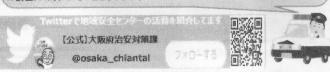


銃刀法改正により、クロスボウ(通称:ボウガン)の 所持が、許可を受けた場合等を除き、禁止されます。



近年、クロスボウが使用された凶悪事件が相次いで発生したことを受け、令和3 年6月16日に銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律が公布され、令和4 年3月15日から施行となります。

施行日以降、クロスボウの所持が原則禁止となり、今後は許可制となります。 なお、クロスボウを不法に所持した者は、罪(3年以下の懲役または50万円以下 の罰金)に問われることとなります。



暴力団から不当要求を受けていませんか?

ひょっとしたら契約やクレームの相手が暴力団かも。 暴力団や半グレから脅されたり、お金を要求されている など

暴力団に関する相談は、すぐに暴追センターに相談して下さい



☑ 象力回を恐れない ☑ 暴力回に金を出さない ☑ 暴力回を利用しない ☑ 暴力回と交際しない

大阪府警察・(公財)大阪府暴力追放推進センター



公益財団法人

大阪府暴力追放推進センター

Tel 06-6910-8930

https://www.boutsui-osaka.or.jp



このポスター(サイズ B3)をご希望される方は、 当センターまでご連絡下さい

公益社団法人大阪府防犯協会連合会では、賛助会員を募集しています。

【年会費

- ◇ 団体・企業 ~ 1口5万円(複数口加入も可)
- ◇ 個人 ~ 1口1万円(複数口加入も可)
- ◆ 当連合会の賛助会費は、税制優遇措置 (税額控除又は損金算入)の対象となります。